

2025年は
参議院議員通常選挙が
実施されます

在外選挙の 制度と手続き について

在留届の
提出も
忘れずに！



遠隔地（FCT以外）にお住まいの方など、領事窓口での登録申請が困難な場合は、当館までご相談ください。

在外選挙人名簿への登録資格

- 1 満18歳以上
- 2 日本国籍保有者
- 3 海外に3か月以上居住
（出国時登録申請※をした方を除く。）

※国外転出をする際に市区町村の窓口で行う申請

詳しくは

在ナイジェリア日本国大使館

在外投票のためには在外選挙人証の取得が必要です

必要書類を準備し申請書に記入、日本大使館・総領事館等の領事窓口で登録申請

3か月の居住期間経過後に日本大使館・総領事館等から住所確認の連絡を受ける

在外選挙人証の受取（郵送又は領事窓口）

用意するもの

- ・パスポート
- ・登録申請書
- ・居住していることを証明できる書類
（在留届を提出済みの方は不要です。）



日本大使館・
総領事館等



電話 又は はがき



在外選挙人証



同居家族による代理申請もできます

申請者の署名入り登録申請書及び申出書※、申請者及び代理の方のパスポート等をご用意ください。

※登録申請書及び申出書は、領事窓口又は総務省のホームページから入手できます。

在外投票は次の3つの方法で行うことができます

在外公館等投票



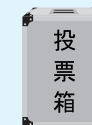
直接日本大使館・総領事館等に
出向いて投票する方法

郵便等投票



投票用紙等を事前に請求して
記載の上、登録先の選挙管理委員会へ
郵送する方法

日本国内における投票



一時帰国した方や、帰国直後で
転入届を提出して3か月未満の方が、
日本国内で投票する方法

TEL：+234-(0)90-6000-9099
Mail：visanigeria@la.mofa.go.jp

又は 外務省 在外選挙 検索 まで

